

## 令和5年度 県の震災伝承施策の主なポイントについて

### (1) 震災伝承推進事業【継続】

持続的な震災伝承の推進体制を構築するため、震災伝承みやぎコンソーシアムの運営等を行うもの。

#### 令和5年度 事業ポイント

- ・震災伝承連携推進事業補助金枠の拡充  
【補助率：10/10】  
R5 900万円（150万円×6団体）  
（R4 450万円（150万円×3団体））
- ・震災伝承推進員の配置  
コンソーシアムの運営や伝承団体等関係者回り等を専属に行う職員

### (4) 誘客コーディネーターの新設

教育旅行で人気のSDGsと震災伝承の関連付けや、企業研修などを含めた最新の動向の共有と受入体制の構築からプロモーションまで、きめ細かなコーディネートを行うもの。

#### 令和5年度 事業ポイント

- ・誘客コーディネーターの設置  
みやぎ教育旅行等コーディネート支援センターなどとの連携を想定（伝承推進員のヒアリングと連動）
- ・主なターゲット：団体旅行  
≪活動イメージ≫  
現状分析→受入モデル（エリア）に向けた支援  
→PRツール作成→誘客プロモーション など

### (2) 東北大との共同研究（伝承館の機能強化と活性化）【継続】

県と東北大学の包括連携協定の枠組みを活かして伝承館の機能強化及び活性化を行う中で、「多様な主体との連携」や「次世代への担い手の育成」などに共同研究という形で取り組んでいくもの。

#### 令和5年度 事業ポイント

- ・開始期間の早期化  
4月から開始
- ・講話等の名称を一部変更  
県内語り部講話 → 3.11みやぎ語り部講話  
3.11げんば探訪 → 知りたいみやぎ復興の知恵

### (5) 中小企業等防災研修での伝承

防災・減災のノウハウがある被災企業や、語り部団体などによる、企業の防災意識向上のための研修プログラムを構築するもの。

※中小企業向けBCP等策定支援事業と連携

#### 令和5年度 事業ポイント

- ・企業研修における震災伝承プログラムの構築  
企業研修における伝承活動の場を創出
- ・県のお仕事との連携  
中小企業向けのBCP等策定支援事業と連動する

### (3) CSR連携促進補助金の新設

コンソーシアムに参画いただいた民間企業等が、伝承団体等と連携した取組（社会貢献活動）を促進するための補助金を立ち上げたもの。

#### 令和5年度 事業ポイント

- ・CSR（社会貢献）促進補助金の新設  
【補助率：1/2】  
900万円（300万円×3団体）

### (6) 交流人口拡大による被災地活性化

震災の発生から12年経過した現状の分析とターゲットリングなど、被災地への交流人口を拡大していくための戦略を立てるほか、実際の誘客に向けたコンテンツの整備などをすすめるもの。

#### 令和5年度 事業ポイント

- ・東北観光推進機構との連携を想定
- ・主なターゲット：個人旅行  
≪具体のイメージ≫  
-各種マーケティング（戦略構築を含む）  
-東観推所有のウェブへの登録等  
-モニターツアーの実施  
-利用促進のためのプロモーション
- ・誘客コーディネーターとも連動させるイメージ

## ○みやぎ震災伝承連携推進事業補助金

### 対象事業

他の模範となるような先進的な伝承活動で次の1つ以上に該当するもの

- (1) 震災の記憶・経験の蓄積と発信
- (2) 伝承や防災・減災に関する人材の育成と防災教育の推進
- (3) 多様な主体の連携による伝承の推進

### 補助限度額（補助率）

10万円以上150万円以内（10/10）

### 対象経費

補助対象事業に直接係る経費で次のもの

人件費、諸謝金、旅費、消耗品費、光熱水費、広告費・印刷製本費、通信運搬費、賃料及び施設使用料、行事保険料、その他県が必要と認める費用

### 募集スケジュール等（予定）

募集開始：7月上旬、募集締め切り：8月上旬、交付決定：8月下旬

### 対象者

県内に所在し次の各号のいずれにも該当する、本補助金の趣旨に合致する活動を行う団体

- (1) 所在地が明らかであること
- (2) 会計経理が明確であること
- (3) 一定の活動実績または見込みがあること
- (4) 活動を的確に遂行する意欲や能力を有していること
- (5) 宗教活動又は政治活動（政策提言活動を除く）を主たる目的としていないこと
- (6) 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと
- (7) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制の下にないこと
- (8) 犯罪行為、その他公序良俗に反する行為など補助金を交付するにふさわしくないと認められる行為を行っていないこと
- (9) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと

### <Point>

- 昨年度との違い  
予算額の増加（450万円→900万円）
- 当面の目標（別資料）での位置づけ  
③持続的な震災伝承に向けた産学官民相互が、それぞれの強みを活かして連携する取組の創造

## ○震災伝承広報支援補助金

### 対象事業

震災伝承活動に関する印刷物のうち、みやぎ東日本大震災津波伝承館へ配架・掲示する冊数分の諸経費

### 補助限度額（補助率）

10万円（1/2）

### 対象経費

東日本大震災の伝承活動にかかるチラシ・ポスターや冊子等の印刷物の作成費用のうち、以下の経費で、伝承館に配架、掲示する数量分の経費

- （1）企画、構成、デザイン等の委託費
- （2）撮影、執筆等の謝礼，報償費
- （3）取材、打合せ等の交通費
- （4）印刷、製本費
- （5）機材、打合せ会場等の使用料、賃借料
- （6）用紙、トナー等の消耗品費
- （7）運搬費
- （8）その他知事が認めたもの

### <Point>

○昨年度との違い

特になし（予算額：50万円）

○当面の目標（別資料）での位置づけ

①会員間の情報共有と幅広い層に向けた強力な情報発信の仕組の構築

### 募集スケジュール等（予定）

募集開始：7月上旬、事業期間：交付決定の日から令和6年3月20日まで（予算がなくなり次第終了）

### 対象者

「みやぎ震災伝承連携推進事業補助金」と同じ

## ○ (仮称) CSR連携促進補助金

調整中

### 対象事業

民間企業等がCSR（社会貢献）活動の一環として、宮城県内伝承団体と連携して震災伝承の推進や防災に取り組む事業

### 補助限度額（補助率）

300万円（1/2）

### 対象経費

対象となるCSR活動に要する経費（精査中）のうち、経常経費を除くもの

### 募集スケジュール等（予定）

募集開始：8月上旬、募集締め切り：9月上旬、交付決定：9月下旬

### 対象者

県内に所在し次の各号のいずれにも該当する、本補助金の趣旨に合致する活動を行うコンソーシアム会員企業等

- (1) 所在地が明らかであること
- (2) 会計経理が明確であること
- (3) 一定の活動実績または見込みがあること
- (4) 活動を的確に遂行する意欲や能力を有していること
- (5) 宗教活動又は政治活動（政策提言活動を除く）を主たる目的としていないこと
- (6) 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと
- (7) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制の下にないこと
- (8) 犯罪行為、その他公序良俗に反する行為など補助金を交付するにふさわしくないと認められる行為を行っていないこと
- (9) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと

### <Point>

- 昨年度との違い  
R5年度新規事業（予算額：900万円）
- 当面の目標（別資料）での位置づけ  
③持続的な震災伝承に向けた産学官民相互が、それぞれの強みを活かして連携する取組の創造